

## 岸和田市優良商業関係者表彰実施要項

この表彰は市内の優良な商業関係者を表彰することによって商業道義の高揚及び商業関係者資質の向上を図り、商業振興に資することを目的とする。

### 1. 被表彰者の範囲

#### 1) 店舗・事業所

市内に店舗又は事業所を有し、物品販売業、料理、飲食業、理容業、美容業、洗濯業、運輸・倉庫業、旅館業、浴場業、自由業、金融・保険業、その他サービス業を営むもの。

#### 2) 従業員

前号に定める店舗・事業所に勤務するもの。

### 2. 推薦方法及び被表彰者の決定

1) 店舗・事業所の推薦者は、部会長及び事務局とし、会議所会員のみならず全市的な視野に立って推薦するものとする。また、事務局は自薦者から申出があれば、実訪の上、審査基準に該当する場合は推薦するものとする。但し、表彰数の関係上、調整が必要な場合は、申出順を優先する。

2) 推薦者は、本要項により被表彰者候補を選定し、岸和田商工祭大会長に推薦するものとする。

3) 推薦者は、被表彰者候補を選定する場合は、あらかじめ同業者の役職員等より広く意見を徴するものとする。

4) 推薦者は、推薦するに当たって知り得た事項を職務関係者以外に漏らしてはならない。

5) 推薦者は、別に定める推薦書に必要事項を明確に記載して所定の期日までに岸和田商工祭大会長に推薦する。

6) 大会長は、前号により推薦された者について、商工祭表彰審査委員会に諮り、被表彰者を決定する。

7) 従業員表彰において推薦できる従業員数は次に掲げるとおりとする。

1名～10名の事業所は 1名 51名～100名の事業所は 5名以内

11名～30名の事業所は 2名以内 101名以上の事業所は 7名以内

31名～50名の事業所は 3名以内

※1つの事業場から2名以上の推薦を行う場合は推薦書に推薦順位の記入が必要

※やむを得ない事由がある場合は上記の定数以外に1名に限り追加推薦が可能

### 3. 審査基準

#### 1) 店舗・事業所

- 次に掲げる条件を満たし、商業者の範と認められるもの。
- ・市内において引き継ぎ満5年以上同種事業を行っている
  - ・経営が合理的で顧客に対するサービスが良好である
  - ・営業成績が良く、営業施設（店内陳列、照明、装飾等）、衛生設備が優秀である
  - ・労務管理が適切であり、納税成績が良好である
  - ・所属団体に対する協力が良好である

#### 2) 店舗・事業所従業員（パート従業員を含む）

- 次に掲げる条件を満たし、従業員の範と認められるもの。

- ・同一店舗・事業所に満3年以上勤務している
- 尚、既に商工祭において、岸和田市並びに岸和田商工会議所より表彰を受けた者であつても、受賞後満5年以上経過したときは、推薦の対象者となり得る。
- ・勤務成績が優秀である
  - ・経営に貢献している
  - ・服装、態度が適切である
  - ・同僚間の協調性と指導力がある

### 4. 表彰

表彰は市長、商工会議所会頭により賞状及び記念品を授与して行う。

### 5. 表彰数

優良店舗・事業所 約30社  
優良従業員 約60名

### 6. 表彰審査日程

令和4年 8月31日（水）午後5時	推薦書の提出締切
令和4年 9月 7日（水）	商工祭表彰審査委員会にて被表彰者を決定
令和4年10月20日（木）午後3時（予定）	表彰式

### 7. 費用負担

優良従業員として受賞される場合、その推薦者は受賞者1名につき2,000円を負担するものとする。